

# 鳥取県プロフェッショナル人材企業見学等 交通費助成金の事務手続きについて

## 1. 県立ハローワーク・プロフェッショナル人材戦略拠点で相談

○鳥取県立ハローワーク又はプロフェッショナル人材戦略拠点で就職の支援を受けた方が助成金の対象となります。

## 2. 交付申請提出 (面接等の日の14日前まで)

○下記提出先に郵送又は持参してください。  
○助成金額は、助成対象経費の1/2以下、上限50,000円までとします。  
○1人2回まで利用できます。

## 3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則面接の日まで)

## 4. 面接・企業見学

○面接・企業見学にかかった交通費を証明する領収書等は必ず保管してください。  
○面接・企業見学を行った事業所から面接等実施の証明をもらってください。

## 5. 実績報告書提出 (面接等の日から30日以内又は翌年度4月10日)

○下記提出先まで郵送又は持参してください。  
※領収書の写し等など支払を証明するものがない経費については助成金の対象となりません。

## 6. 助成金支払

資料提出・問い合わせ先 商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク  
鳥取県鳥取市東品治町111-1 (JR鳥取駅構内)  
電話: 0857-51-0501 ファクシミリ: 0857-51-0502  
Eメール: hellowork-tottori@pref.tottori.lg.jp